

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
イノベーション創出プログラム 「プロジェクト・エンゲロープ」 フォローアップ業務	R5. 4. 1	株式会社リ・パブリック	2,526,000	本業務は、参加企業に対して、新規事業構想を策定するためのプログラムを実施するものである。令和5年度の業務は、令和4年度の参加企業に対して、引き続き事業化に向けたフォローアップを行っていくものであり、事業化に向けた迅速かつ適切な支援を必要とする。このことから令和5年度も同社が継続して実施することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	新産業創造課
移動販売車支援事業	R5. 4. 1	有限責任事業組合NewnaKOBE	11,440,000	本業務は、市内32か所の出店場所を、年度の切れ目なく引継ぎ、各出店場所で地権者などと合意して決定した運営オペレーションを遵守する必要がある、当該事業者しか各出店場所の運営を行うことができない。このことから令和5年度も同社が継続して実施することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	新産業創造課
食のスタートアップ支援業務	R5. 4. 1	公益財団法人神戸市産業振興財団	1,892,000	本業務は、市内での出店時に発生する経営課題や今後の事業展開に関して、継続的で寄り添った支援を目的としたものであり、経営・人材育成・財務・販路拡大などの様々な相談に対して、ワンストップで対応する体制を整えることが必要である。このことから、その体制をすでに構築し、市の施策目的や起業を目指す市内事業者が置かれている状況を十分に理解しており、必要な知識やノウハウを十分に有する当該事業者を委託先として選定することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	新産業創造課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
水素産業への参入支援に関する業務	R5. 4. 1	公益財団法人新産業創造研究機構	8,000,000	本業務は、国・公的機関からの情報収集、市内中小企業が取り組むべき方向性の共有、市内中小企業の強みや経営資源の把握、大手企業のニーズ調査など、水素関連製品の研究・開発への支援や販路開拓支援を想定している。 これらの業務を円滑に遂行できるのは、中立的な立場で国・公的機関・企業との信頼関係を構築できる公共的団体であるとともに、業務遂行にあたり経験豊富な民間人材を保有し、中小企業への支援態勢を構築できる団体である。 これらの条件を満たす団体は他に無く、代替が可能な委託先が存在しないことから特命随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
I o T ・ A I ・ ロボット導入 支援業務	R5. 4. 1	公益財団法人新産業創造研究機構	16,000,000	本業務は、地元中小製造業の人手不足や生産性向上などの課題解消に向け、相談窓口の開設、専門家派遣による企業・現場ごとの課題抽出や導入方法の検討、製品紹介などの伴走型支援を行うもので、高度な専門的知見が要求される。 当該事業者は、神戸地域の新産業の創造と既存産業の発展を目指して、産学官連携による新技術・新製品の研究開発、中小企業などに対する技術支援に取り組んでおり、本業務に必要な中小企業支援のノウハウや市内中小企業に関する技術課題などの情報を有しており、本業務を確実に履行が見込める唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
医療健康福祉ビジネス参入支援 マッチングコーディネーター業務	R5. 4. 1	公益財団法人新産業創造研究機構	4,500,000	本業務は、新規参入が難しい医療分野に対して、地元中小企業の参入支援を行うものであり、医療分野における専門的知見だけでなく、大手企業とのネットワーク、更に地元中小企業と大手企業、それぞれのニーズ・シーズを把握した上で、的確にマッチングを行う必要があり、高度な専門性が求められる。 当団体は、技術移転機関として、大手企業出身の経験豊富な技術系OBなどを中心に登録しているアドバイザーや、大学機関や大手企業など多岐にわたるネットワークにより、幅広い分野における支援体制を整えている。また、国のプロジェクトの採択においても実績がある。 地元中小企業の医療機器開発には、薬事相談以外にも、技術、知財、研究・開発、資金などに関わる産学官連携した支援体制が不可欠であるが、公益性が高く中立的な立場で支援ができる当団体以外に、本業務を適切に遂行できる事業者・団体は見当たらない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
航空機産業のサプライチェーン構築 支援に関する業務	R5. 4. 1	公益財団法人神戸市産業振興財団	7,742,900	本業務では、国・公的機関からの情報収集、市内中小企業が取り組むべき方向性の共有、市内中小企業の強みや経営資源の把握、大手企業のニーズ調査等を想定している。 これらの業務を円滑に遂行できるのは、中立的な立場で国・公的機関・企業との信頼関係を構築できる公共的団体しかなく、代替が可能な委託先が存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
神戸市中小企業DXお助け隊事業	R5. 4. 1	日本コンベンションサービス株式会社	29,814,875	本業務は、企業向けセミナー・研修会の開催、相談窓口の設置、それに伴うホームページの開設、DXガイドラインの更新、事例報告会、経済団体の個別勉強会への参画など幅広い業務を行う。中でも、最も重要な業務として位置付けているものに、中小企業向け専門アドバイザーの伴走型支援がある。幅広い業種の中小企業、それぞれの実状・ニーズに合わせて、専門的助言・指導を行うことが必要となる。 また、本業務は、高い専門的な知識・技術とアドバイザーとしてこれまで市内中小企業を支援した経験、それに伴う蓄積した企業支援の成果実績が不可欠であるため、確実に業務遂行が見込める唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
商店街・市場 応援隊派遣事業	R5. 4. 1 変更契約日 R6. 1. 4	神戸市商店街連合会	16,104,000 変更契約金額 15,979,000	本業務は、相談体制・人的サポートの拡充による商店街・小売市場の機能強化を目的としているため、本業務の遂行にあたり、商店街・小売市場の状況を熟知し、商店街の加盟団体への連絡、調整、指導の中核機関としての機能を果たしている両連合会に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	商業流通課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
商店街・市場 応援隊派遣事業	R5. 4. 1 変更契約日 R6. 1. 4	神戸市小売市場連合会	7,260,000 変更契約金額 7,385,000	本業務は、相談体制・人的サポートの拡充による商店街・小売市場の機能強化を目的としているため、本業務の遂行にあたり、商店街・小売市場の状況を熟知し、小売市場の加盟団体への連絡、調整、指導の中核機関としての機能を果たしている両連合会に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	商業流通課
六甲山ビジネス拠点 推進事業業務	R5. 4. 1	六甲山スマートシティ運営事業共同体	8,800,000	本業務は、令和3年3月に開設した「共創ラボ」を拠点として、国内外からの企業、クリエイターなどの誘致活動や進出希望企業への活用可能物件の斡旋などの実施、また、ワーケーション体験プログラムの実施並びにその様子を映像化しポータルサイトで発信するなどのプロモーション活動を一体的に行うことを前提として、令和2年度に公募型プロポーザルを実施し、六甲山スマートシティ運営共同事業体を受託者として選定した。 このことから、本業務は山上のビジネス交流拠点「共創ラボ」での履行が不可欠であり、本業務を確実に履行しうる事業者は、「共創ラボ」の整備・運営主体である当該事業者以外にはないため、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
神戸市内公衆無線LANサービス 整備運用業務	R5. 4. 1	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	7,400,000	当該事業者は、本市の求めるサービス・運営体制を構築するうえで必要な専門知識や技能及びインフラを有している。また、本業務は既存の情報システムと密接不可分な関係にあることから、同事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
六甲摩耶ポータルサイト 保守・管理・コンテンツ追加業務	R5. 4. 1	株式会社Kaya Group	1,364,000	契約の相手方は、令和元年度に実施した公募型プロポーザルにて、当該ポータルサイトの構築・運用業務を受託し、サイトの作成業者として、これまでも保守・管理・コンテンツ追加などを適切に遂行してきた。 本業務の遂行にあたっては、サイトの詳細な構造などを理解している必要があることから、同事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
垂水漁港車両整理場 管理運営業務	R5. 4. 1	神戸市漁業協同組合	16,275,300	垂水漁港車両整理場は、漁業関係者及び一般車両の車両整理場として管理運営されており、一体的に漁業活動に支障が出ないよう調整することができるのは、当該事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
農業公園の管理運営業務及び 農業振興業務	R5. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	72,873,000	果樹の栽培指導をはじめとする農業振興事業には専門的技能が必要であり、当該事業者は、設立以来市内の園芸生産物の生産振興などに携わっていることから、果樹についての専門知識と栽培指導に必要な長年の経験の蓄積、ネットワークの構築があり、技術指導と合わせて地産地消を進めることのできる団体はほかにないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
道の駅 「神戸フルーツ・フラワーパーク大 沢」管理運営業務	R5. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	274, 157, 000	本業務は、バイオ事業や果樹栽培、園地管理等事業に必要な技術的なノウハウを所有している必要があり、また果樹園や植栽をはじめ温室など、農業振興に関連した施設とあわせ付属するインフラ設備や建物についても一体的に管理することが効率的であることから、当該事業者へ委託するのが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
道の駅 「神戸フルーツ・フラワーパーク大 沢」 情報発信・休憩施設管理運営業務	R5. 4. 1	株式会社北神地域振興	7, 754, 000	当該事業者は、農産物直売所、物販・飲食スペース、情報発信機能を備えた施設「FARM CIRCUS」を整備した事業者であり、当該施設を一体的に管理することが効率的であることから、当該事業者へ委託するのが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
神戸市西部域漁港 管理運営業務	R5. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	74, 940, 000	本業務は、漁業者や市漁協との密接な連携が必要なほか、漁業権や漁業法、漁船に関する知識が必要である。また地元住民との連携が不可欠であり、近隣住民とのトラブル及び環境問題などへの対応や渋滞対策について、地域の状況を十分に把握し適切に対応できる必要があることから、当該事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市立栽培漁業センター 管理運営業務	R5. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	62,690,000	栽培漁業は、兵庫県漁業基本計画に基づき、遺伝的多様性のリスクや疫病対策などの観点から公的機関が連携して実施している。本業務を履行できるのは、技術と知識を有し、開設当初から管理を行い、漁業者との信頼関係を構築している当該事業者以外にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
神戸の花による街の彩ガーデン 設管理業務	R5. 4. 1	神戸市花き協会	10,700,000	神戸市花き協会は、神戸市の全ての花卉生産者が加入する組織であり、神戸産の花の流通・価格面から年間を通じて臨機応変に供給できる唯一の団体である。また、展示の設管理計画を立て、それに基づき花の計画生産を行うとともに、その生育状況を勘案し業務遂行できる能力を有しており、当該事業者が委託先として最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	農水産課
神戸市中央卸売市場本場施設 管理業務	R5. 4. 1	日本管財株式会社	20,169,050	当該事業者は、本場のPFI事業者として関連棟・加工物流棟の施設管理業務を実施し、監視設備や職員の常駐など業務体制を備えている。本業務は、PFI事業以外の既存施設の同種・同類の法定・定期点検等業務、設備遠隔監視等業務(緊急対応含)、修繕等対応業務であることから、すでに受託している業務と一体的に実施することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	本場

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
東部市場使用料等収納業務 (水産)	R5. 4. 1	神戸市東部水産物卸売協同組合	1,081,080	神戸市東部水産物卸売協同組合は、東部市場全ての水産物部の仲卸業者で組織する組合であり、施設使用料等を確実に徴収するためには、当該組合に委託することが合理的かつ最適であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	東部市場
東部市場使用料等収納管理事務 (青果)	R5. 4. 1	神戸東部青果卸売協同組合	2,773,980	神戸東部青果卸売協同組合は、東部市場全ての青果部の仲卸業者で組織する組合であり、施設使用料等を確実に徴収するためには、当該組合に委託することが合理的かつ最適であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	東部市場
農家台帳システム保守業務	R5. 4. 1	株式会社両備システムズ	1,386,000	本システムは当所属における農地関係事務に不可欠なデータベースであるが、システム開発者以外の事業者では、障害発生時の復旧対応など、システムの一部変更のためのプログラム変更などに適切かつ確実に対応できないことから、安定的な運用のため、当該システムの開発者と契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農業委員会事務局

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市中小企業奨学金返済支援制度 の実施業務	R5. 4. 3	一般社団法人兵庫県雇用開発協会	17, 500, 000	本業務は、兵庫型奨学金返済支援制度を活用している企業に対し、上乘せして補助するものであり、申請者の負担を軽減し、かつ効率的な制度運用を実現するためには、当該支援制度と一体的に実施することが不可欠であることから、当該支援制度の事務事業を実施している兵庫県雇用開発協会に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課 (雇用・労働)
就職氷河期世代を対象とした SNSとAIを活用した キャリアカウンセリング・ キャリアアップサポート事業	R5. 4. 3	株式会社Compass	19, 910, 000	本業務は、令和2年度から実施しており、当該事業者がSNSのチャットボットシステムおよびAIマッチングシステムを構築し、システム改修やAIデータの蓄積を重ねることにより、システムのユーザビリティやマッチング精度を向上させてきた。また、令和2年度から令和4年度にかけて同SNSを活用しながら氷河期世代のキャリアカウンセリングを多く実施してきたことから、本業務に関するノウハウも蓄積されていることに加え、本システムを活用する支援対象者が数多く存在することから、これらの方も含め切れ目なく効果的なキャリアサポートを実施していくためには、本業務を引き続き同社に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課 (雇用・労働)
「ひょうご・しごと情報広場」 における就労支援業務	R5. 4. 3	一般財団法人兵庫県雇用開発協会	3, 865, 000	本業務は、兵庫県が実施している「ひょうご・しごと情報広場」の総合相談窓口と一本化しているものであり、県市が一体的かつ効率的に実施する必要があることから、「ひょうご・しごと情報広場」の運営を受託している一般財団法人兵庫県雇用開発協会へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課 (雇用・労働)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
オープンイノベーション・ マッチングプログラム「Flag」 フォローアップ業務	R5. 4. 3	株式会社eiicon	2, 198, 086	本業務は、参加企業に対して、新規事業創出・課題解決のためのプログラムを実施するものである。令和5年度の業務は、令和4年度の参加企業に対して、引き続き事業化に向けたフォローアップを行っていくものであり、事業化に向けた迅速かつ適切な支援を必要とする。このことから令和5年度も同社が継続して実施することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	新産業創造課
神戸市中小製造業訪問事業	R5. 4. 3	特定非営利活動法人産業人OBネット	1, 650, 000	本業務は、短期間で遂行するため、中小製造業が抱える幅広い課題に対し、きめ細かく指導・助言できる専門的な知見を有する人材を数多く擁する体制が必要である。委託候補団体は、中小企業などの経営面及び技術面での課題解決を支援するため、豊富な知見・人脈と経験を持った企業OB約120名が所属する特定非営利活動法人であり、本業務を確実に遂行できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
多言語メニュー作成支援ウェブサイト 保守・運用業務	R5. 4. 3 変更契約日 R5. 7. 3	株式会社リクルート	1, 980, 000 変更契約金額 3, 000, 000	契約の相手方は、令和3年度に実施した公募型プロポーザルにて、多言語メニュー作成支援ウェブサイト構築・運用業務の受託事業者を選定された。以後、令和4年度も当該ウェブサイトの作成業者として、保守管理・運用を適切に実施している。 本業務の実施にあたっては、当該ウェブサイトの構造などを詳細に把握している必要があり、仮に作成業者以外の他の者が本業務を行う場合、セキュリティの維持、サーバーの管理、サイトページの更新、不具合発生時の対応などにおいて、著しい支障が生じるおそれがある。 したがって、本業務の実施に必要な不可欠な知見・能力を有し、確実に業務を履行できるのは当該ウェブサイトの作成業者と同一業者である株式会社リクルート以外にはないため、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
市有泉源の維持管理業務	R5. 4. 3	株式会社有馬温泉企業	32,967,000	市有泉源のうち、金泉を湧出する泉源(天神・妬・極楽・御所)においては、その泉質から、揚湯管内にスケール(析出物・含有物)が取り付き、温泉湧出を減少させる。このため、頻繁に揚湯管を取り替え、温泉の湧出量の確保を図る必要があるうえに、自噴している泉源の温度は90度以上と高温で、一般的な泉源管理と異なり、特殊な技術と経験の蓄積を要する。有馬温泉企業は、これまでの有馬温泉での泉源管理の実績により、泉源の変化に対応した維持管理ができる唯一の企業である。さらに、有馬温泉企業は、市有泉源や同社所有泉源による旅館などへの給湯事業を長年、主な業務としており、地元と連携して有馬全体の泉源管理にも精通している。 また、1941年より自社の有明泉源の維持管理を通じて得た高度な知識と技術だけでなく、泉源のある有馬町内に社員が常駐し、異常発生時の迅速な緊急対応が可能な唯一の企業でもある。 以上、総合的に勘案して、同企業に対して随意選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
「神戸里山・農村地域活性化ビジョン」推進の加速化運営業務	R5. 4. 3	一般財団法人神戸農政公社	60,930,000 (上限金額)	当該事業者は、これまでに「里山・農村活性化」に資する事業を実施し、その分野に精通している。本業務は、多岐に渡る里山・農村活性化事業を総合的に運営する事務局を設置することを目的とするものであり、当該事業者がすでに実施している事業との横断的連携が必要であることから、当該事業者以外に業務を遂行できる事業者がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
神戸市林地台帳整備業務	R5. 4. 3	株式会社パスコ 神戸支店	19,382,000	本業務は、各種GISデータを共有・連携させながら地図情報及び属性情報を構築・整備する高度な情報処理技術が必須となる業務である。尚且つ、業務整備結果は当該事業者が構築・運用する「庁内共用GISシステム」への搭載及び運用稼働させる必要性から、当該事業者に業務を委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	農政計画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
産業廃棄物 (動物固形形不要物) 収集運搬・処分業務	R5. 4. 3	徳島化製事業協業組合	1, 821, 600 (予定金額)	西部市場より継続的かつ大量に発生する、動物系固形不要物 (牛の特定部位・豚毛・内臓廃棄物) を焼却処分できる能力を保有している事業所、また、収集運搬から処分まで一括して行うことができる事業所は、収集運搬に係る経済的合理性を考慮した近畿圏内において当該業者しかないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
産業廃棄物 汚泥の収集運搬・堆肥化 処分業務	R5. 4. 3	近畿環境サービス株式会社	9, 086, 000 (予定金額)	西日本 (九州を除く) において、農林水産大臣による「牛脊柱が混合しない肥料の製造工程」の確認を受けた堆肥化事業所のうち、西部市場及び併設の食肉センターにて大量に発生する汚泥の収集・運搬から適正処分までを一括して請け負う能力を保有し、兵庫県内における産業廃棄物収集運搬の許可を取得している唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
西部市場食肉センター 運営業務	R5. 4. 3	神戸中央畜産荷受株式会社	34, 849, 650	本業務は、と畜解体処理と密接に関係しており、と畜解体処理を実施している西部市場唯一の卸売業者である当該業者が一体となって実施することが不可欠である。と畜場法に基づく作業衛生責任者に当該業者の下請け業者職員があたっており、本業務の責任所在の明確化が必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西部市場食肉センター 施設管理業務	R5. 4. 3	花木工業株式会社 大阪支店	46, 443, 100	西部市場では、と畜から枝肉搬送までの処理工程からなる一環した設備を、一般的に周知されていない特殊なシステムを用いて円滑な作業を行っている。当該設備には予備が無く、故障発生時の設備稼働停止が生産者・解体処理業者などの各方面へ多大な影響を及ぼす可能性があり、故障発生を予防する保全の確保が必要である。また、食肉の安全を確保する必要性から、衛生管理が重要であり管理業務に衛生管理の知識が必要である。以上の事から当該業者しか業務ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
オフィスマーケット共有 (定期情報報告) 業務	R5. 4. 4	シービーアールイー株式会社	1, 320, 000	本業務は、前年度の同業務に引き続き実施する一体の関係にある調査・分析業務であり、前年度と同様の分析手法によって行う必要がある。前年度と同じ事業者の本業務を委託することで、効率的な業務遂行が図られることから随意契約により委託を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	企業立地課
道の駅 「神戸フルーツ・フラワーパーク大 沢」 ブランデー・ビール館電気室 受変電設備汎用高圧機器更新工事業務	R5. 4. 14	一般財団法人 神戸住環境整備公社	106, 019, 100	公共工事の発注事務は、一般的に積算・入札・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
防災重点農業用ため池廃止 事業実施業務	R5. 4. 21	兵庫県土地改良事業団体連合会	50,653,900	本業務は、ため池の調査計画から設計、工事発注・工事監督、地元・兵庫県との調整までを一体的に行う業務であり、農業土木の専門的技術力や地元農家などへの指導助言、工事発注・監督の経験を要する必要がある、委託先はこれら専門性の高い分野において十分な技術を有する唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
海外向け企業誘致ホームページの 拡充・保守運営業務	R5. 5. 1	株式会社Queue	2,365,000 円	令和4年度に同事業者にワイヤーフレームやテストページの構築を委託しており、ホームページの拡充にかかる追加ページの構築などは令和4年度の成果物を基に、継続的に統一感をもって行う必要がある、海外事業の関係で7月末までの完成が必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	企業立地課
小谷池緊急放流施設整備他業務	R5. 5. 1	兵庫県土地改良事業団体連合会	40,045,500	本業務は、ため池の調査計画から設計、工事発注・工事監督、地元・兵庫県との調整までを一体的に行う業務であり、農業土木の専門的技術力や地元農家などへの指導助言、工事発注・監督の経験を要する必要がある、委託先はこれら専門性の高い分野において十分な技術を有する唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和5年5月豪雨災害復旧支援業務	R5. 5. 9 変更契約日 R6. 2. 15	兵庫県土地改良事業団体連合会	14,031,600 変更契約金額 15,211,900	本業務は、神戸市内において農地及び農業用施設が被災した場合、早期復旧を目的として、兵庫県土地改良事業団体連合会と締結している「災害発生時における農地・農業用施設の復旧に関する基本協定」に基づき業務委託するものである。当該協定は、緊急の必要により競争入札に付することができない案件について、業務委託することを前提にした協定である。令和5年5月豪雨により、水稻の田植え前のため池の災害が発生しており、早急に復旧すべき農業用施設であるため、緊急性を要する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)	農政計画課
神戸国際展示場2号館 ガス吸収式冷温水発生器更新工事 設計業務	R5. 5. 15	一般財団法人神戸住環境整備公社	7,819,900	公共工事の発注事務は、一般的に積算・入札・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
神戸国際展示場2号館 空調機改修工事 設計業務	R5. 5. 15	一般財団法人神戸住環境整備公社	7,999,970	公共工事の発注事務は、一般的に積算・入札・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸産堆肥利用促進事業	R5. 6. 19	一般財団法人神戸農政公社	19,500,000	一般財団法人神戸農政公社は、昭和54年に市域農業の発展を目的に設立されて以来、市内の畜産振興などに携わっており、堆肥あっせん事業として農家に対し堆肥の販売取次業務を実施しているため、その仕組みを利用でき、効率良く当該事業を実施することができる。また、堆肥を生産する畜産農家及び堆肥を利用する耕種農家との信頼関係や市、JAとのネットワークも構築しており、当該事業を実施できる団体は他にはない。	西農業振興センター
六甲摩耶ポータルサイト 神戸登山プロジェクト関連ページ 作成業務	R5. 6. 28	株式会社Kaya Group	6,692,400	契約の相手方は、令和元年度に実施した公募型プロポーザルにて、当該ポータルサイトの構築・運用業務を受託し、サイトの作成業者として、これまでも保守・管理・コンテンツ追加などを適切に遂行してきている。 本業務は、神戸の山への登山を登山客にとってより魅力的な体験とし国内外からの誘客につなげることを目的として、ポータルサイトによりさらなる登山関連情報を発信するものである。 本業務の遂行にあたっては、サイトの詳細な構造などを理解している必要があることから、同事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
須磨海づり公園陸上施設耐震診断 及び耐震補強計画作成業務	R5. 7. 28	株式会社 タトアーキテクツ	4,601,300	本業務は、須磨海づり公園の再開に向け、現況の陸上施設の耐震性能を診断・把握したうえで、別途老朽化対策や美装化などによる施設のリニューアルを目的に実施している再整備業務の内容との整合を図りながら、適切な耐震補強方法を検討・立案する必要がある。 当該事業者は、前述の再整備業務を受託する共同事業体において設計業務を担っている構成員であり、各施設の構造特性を十分に把握の上、再整備の構造設計・意匠設計を行っていることから、これらを踏まえた適切な耐震補強計画を検討・立案し、限られた期間の中で手戻りなく施設の再整備に反映していくことが可能な唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
新たな水産資源作出・生産にかかるとる研究業務	R5. 8. 1	国立大学法人京都大学	3,900,000	本業務の広範にわたる業務内容を遂行するための専門知識と技術を持った人材および設備を兼ねそろえており、さらに類似研究の実績を持っている委託先候補が限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
藍那周辺におけるニホンジカの低密度下における捕獲方法の検討業務	R5. 8. 7	兵庫県公立大学法人	1,664,520	本業務の実施地域におけるこれまでのニホンジカの生態や生息状況を把握し、誘引や捕獲に係る幅広い専門知識、技術、実績を有し、捕獲方法の検討を実施できるのは本委託先以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
野生動物管理に関する人材育成のためのWebプログラム並びに現場実践研修プログラムの実施業務	R5. 8. 7	兵庫県公立大学法人	1,573,000	委託先の兵庫県立大学は兵庫県森林動物研究センターと連携し、野生動物の保全と管理の調査研究や普及啓発、野生動物管理の担い手育成を行っており、人材育成プログラムと現場教育を実施できる高度な知識と体制、業界内における豊富なネットワークを有しており、適切な研修場所を選定し円滑に現場教育を行うことができることから、プログラム受講予定者を指導できるのは本委託先以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
財団法人等の経営・財務分析支援業務	R5. 8. 10	有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所	2,700,000	本業務は、専門的知識を有する事業者でなければ契約の目的を達成できないものである。また、当該事業者は神戸市外郭団体の会計、経営、内部統制・ガバナンス体制、コンプライアンスの調査、経営支援などを包括的に実施している事業者であり、本業務を遂行する上では、当該事業者への委託が必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課 (総務)
アフリカ月間in神戸 企画制作・実施運営業務	R5. 9. 1	特定非営利活動法人AFRIKCLEAN	5,999,950円	特定非営利法人AFRIKCLEANは、アフリカに関する専門知識を有し、アフリカ人のスタッフがおり、アフリカからの適切なゲストを招聘する人脈も持ち合わせている。 また、当該団体はアフリカ文化交流イベント“AFRIKA meets KANSAI”の主催団体であり、過去12回にわたり開催してきた実績がある。日本で唯一、各国大使も出席するアフリカ文化交流イベントを10年以上継続実施している。この“AFRIKA meets KANSAI”のメインイベントは過去11回神戸を会場として実施しているため、神戸でのイベント実施ノウハウも十分に持ち合わせており、12年の開催実績のある“AFRIKA meets KANSAI”と連携することで集客も図れ、効果的な広報も可能となる。 したがって、本業務を適切に遂行する上では、上記団体以外にはないため随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	企業立地課
登山道情報調査及び 神戸登山プロジェクト情報発信業務	R5. 9. 1	株式会社ヤママップ	5,500,000	契約の相手方は、国内最大の登山アウトドアプラットフォーム「YAMAPアプリ」を運用しており、登山のみならず自然観光による地方創生、健康寿命の文脈での山歩き、里山経済圏の関係人口創出など、山に関わる幅広い領域の事業を、多くの自治体・企業とのタイアップを通して展開しており、情報収集・分析業務の実績が豊富にある。 本業務における登山道整備必要箇所の把握には、登山アウトドアプラットフォームを活用し、登山客から情報収集することが最も効率的であり、国内トップのユーザー数を誇る「YAMAPアプリ」の活用が最適である。 以上のことから、業務目的に対し最も高い効果・成果が見込め、これらの業務を円滑且つ確実に遂行できる事業者は株式会社ヤママップ以外にないため、随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
国際フロンティア産業メッセ ブース装飾業務	R5. 9. 4	株式会社ムラヤマ関西支社	1,648,020	国際フロンティア産業メッセ事務局において、一体的な運営を行うために装飾事業者を指定しており、本事業者でなければ業務を実施することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	新産業創造課
ジオストーリーから見た 神戸の魅力発信動画制作業務	R5. 9. 29	ジオリブ研究所合同会社	13,100,000	本業務は、高度かつ専門的な地質学的知見を有するのみならず、その専門知識を活用し、本市の定めるターゲット層・Educated Travelers (旅慣れて成熟した旅行者) の興味・関心を引き付ける動画を監修・プロデュースするノウハウを併せ持つ事業者でなければならない。この2つの条件を満たす事業者は、著名な地質学者であり、美食地質学の創始者でもある巽好幸氏が主宰し、地質学的アプローチからの地域資源のプロモーションに高い実績を有するジオリブ研究所合同会社の他にはない。また、本動画は、神戸の地質学的な歴史や特徴を分かりやすく伝えるため、CG映像などを盛り込む仕様としているが、本事業者に委託する場合、巽氏が監修したNHKテレビ番組「ジオジャパン」シリーズで制作したCG映像を一部活用することが可能であり、全てのCG映像を新規制作する場合と比較して、より安価で完成度の高い動画の活用が可能である。以上の点から、当該事業者に随意契約することが妥当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課 (企画)
神戸国際展示場1号館エレベータ、 2号館エスカレータ更新工事業務	R5. 9. 29	一般財団法人神戸住環境整備公社	320,320,000	公共工事の発注事務は、一般的に積算・入札・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理などの専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課